



(裏面)

□家庭ごみステーションの維持管理については、当該ステーションの利用者及び居住建築物の管理者において、周辺の住環境に配慮し、清潔かつ安全な状態に保つとともに、問題が生じた場合は当事者間で責任をもって対処するものとします。

\* 芦屋市の家庭ごみ排出ルールに適合しないごみが排出された場合については、利用者及び管理者の責任で当該ごみの処理を行います。

\* 家庭ごみステーション付近に不法駐車や障害物を放置しないよう努めます。

\* 一時多量ごみ・家庭ごみ及び資源物は必ず定められた分別種別ごとに決められた収集日・時間に出します。

\* 植木の剪定ごみ・粗大ごみは排出者自身で芦屋市環境処理センターへ持ち込むか、別途事前に申し込みます。

\* ゴミ庫に扉等が設置してある場合、収集開始時間までに扉を開け、収集できるようにします。

※個別の事情がある場合については別途事前に所管課へ相談するものとします。

\* 家庭ごみステーションに設置構造物・容器・用品等がある場合、万が一収集作業に際し破損等が生じた場合でも、市に修理等の請求はしないものとします。

\* 管理者を変更する場合においては、新たな管理者に家庭ごみステーションの管理に関する事務を確実に引継ぐとともに、市へ変更届を提出します。

#### 〈添付書類〉

1 □家庭ごみ及び資源物収集場所施設位置図

2 □その他市長が必要と認めるもの